

## 令和6・7年度 入札参加資格審査申請要領【建設工事】

一宮市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加の資格審査を受けなければなりません。入札参加の資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により、適正な入札参加資格申請を行ってください。

### 1 申請者の要件

入札参加の資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

#### (1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）参加自治体に共通する要件

ア 入札参加の資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

イ 入札参加の資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

##### (ア) 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間にあるもの。

ただし、令和5年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、又は決算期の変更等により、審査基準日が上記期間に該当しない場合には、入札参加資格申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

##### (イ) 「随時受付」に申請される方

入札参加資格申請日の直前に受けたものであり、かつ、申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

#### 地方自治法施行令（抜粋）

##### （一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

##### （指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

エ 次に掲げる国税及び愛知県税が未納でないこと（ただし、愛知県税については、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）。

【国 税】

法人の方	法人税、消費税及び地方消費税
個人の方	申告所得税、消費税及び地方消費税

【愛知県税】

法人の方	法人県民税、法人事業税（特別法人事業税・地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割
個人の方	法人事業税及び自動車税種別割

(2) 一宮市が独自に設定する要件

ア 次に掲げる一宮市税が未納でないこと（ただし、一宮市に納税義務がある事業者に限る。）。

【一宮市税】

法人の方	法人市民税、固定資産税
個人の方	市県民税、固定資産税

イ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること（ただし、届出義務のない者を除く。）。

## 2 入札参加資格申請の方法

(1) 入札参加資格申請をする方は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

（ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>）

【参考】ポータルサイト - 〈操作手引書／チュートリアル〉 - 「操作手引書」 - 「入札参加資格申請」及び「参考資料」 - 「入札参加資格申請の手引き」

(2) 入札参加資格申請については、支店等の有無に関わらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカードで行ってください。

(3) 本店（建設業法上の主たる営業所）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店を含めたどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません。）。

契約を締結する営業所は、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です（建設業許可申請の手引きを参照してください。）。

(4) 入札参加資格申請の必要事項の入力の際は、画面上の注意、操作手引書（ポータルサイト掲載）及び後記「申請上の注意点」に従ってください。

(5) 入札参加資格申請データを送信後、速やかに後記「4 別送書類」(1) で示す別送書類を

送付してください。

(6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に後記「4 別送書類」(3)に記載する提出先に、その旨を申し出てください（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）。

### 3 受付期間

#### (1) 定時受付

令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

審査は原則受付順に実施します。早期の入札参加資格申請にご協力ください。

また、申請先自治体で別送書類が異なる場合があるため、事前に確認し用意した上で申請してください。

#### (2) 随時受付

令和6年4月1日（月）から令和8年1月30日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

### 4 別送書類

入札参加資格申請データを入力・送信後、到達確認画面から「別送書類送付書」を印刷し、「別送書類送付票」を郵送する封筒に貼り、(1)に記載する書類各1部を「別送書類送付書」とともに、(2)に記載する提出期日までに郵送してください。

別送書類（各種証明書等）は、入札参加資格申請日において、発行日より3か月以内のものに限ります（写し可）。

#### (1) 提出する書類等

ア あいち電子調達共同システム（CALS/EC）に参加している自治体との共通審査項目に関する書類

申請先自治体の中から、代表して入札参加資格申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という。）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	代表審査自治体	摘要
納税証明書 (国税)	一宮市の場合	<p>次のいずれかの書類を一宮市に郵送してください。</p> <p>納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の方「その3の3」</li> <li>・個人の方「その3の2」</li> </ul> <p>（本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます。）</p>
	一宮市以外の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。
納税証明書 (県税)	愛知県の場合	<p>提出書類は不要です。入札参加資格申請時に入力した課税番号で愛知県が確認します。</p> <p>※ ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。</p>
	一宮市の場合	<p>次のいずれかの書類を一宮市に郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納の税額がないこと用）</li> <li>・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」</li> </ul> <p>【参考】ポータルサイト〈操作手引書／チュートリアル〉－「参考資料」－「入札参加資格申請の手引き」－「4.4 愛知県税に納税義務がないことの申出書」</p>
	その他の場合	上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に郵送してください。

#### イ 一宮市が独自に設定する要件に関する書類

書類名	摘要	
納税証明書 (市税)	<p>次のいずれかの書類を一宮市に郵送してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の方は、法人市民税、固定資産税</li> <li>・個人の方は、市県民税、固定資産税</li> </ul> <p>※申請日の直前年度分（法人市民税は直近の事業年度分）</p>	
社会保険 (健康保険 及び厚生年 金保険) 届 出を確認で きる書類	<p>最新の経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者</p>	提出書類は不要です。

社会保険 (健康保険 及び厚生年 金保険) 届 出を確認で きる書類	最新の経営事項審査結果通知 書において、「健康保険加入の 有無」及び「厚生年金保険加入 の有無」欄が「無」になっている 者	<p>次の(1)～(6)のいずれかの書類を一宮市に郵送 してください。</p> <p>(1)直近1月分の社会保険料の領収書の写し (2)健康保険組合に加入している場合は、健康 保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の 領収書の写し (3)標準報酬月額決定通知書の写し (4)社会保険料納入証明書 <b>【新規加入のため納入実績がない場合】</b> (5)健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業 主控え）の写し <b>【届出義務がない場合】</b> (6)社会保険等の届出義務がないことの申出書 (別紙様式1)</p>
雇用保険届 出が確認で きる書類	最新の経営事項審査結果通知 書の「雇用保険加入の有無」欄 が「有」又は「除外」になって いる者	提出書類は不要です。
	最新の経営事項審査結果通知 書の「雇用保険加入の有無」 欄が「無」になっている者	<p>次の(1)～(4)のいずれかの書類を一宮市に郵送し てください。</p> <p>(1)労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控 え）の写し及び次の(ア)・(イ)のいずれかの書類 (ア)直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付 の場合は直近の1回分） (イ)労働保険料等納付済額証明書 &lt;労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合 に委託している場合&gt; (2)労働保険事務組合発行の労働保険料等の領収 書の写し &lt;新規加入のため納入実績がない場合&gt; (3)雇用保険適用事業所設置届（事業主控え）の 写し &lt;届出義務がない場合（別紙様式1別表参照）&gt; (4)社会保険等の届出義務がないことの申出書 (別紙様式1)</p> <p>※労働保険には「雇用保険」と「労災保険」があ ります。必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書 類を提出してください。</p>

## ウ 資本関係又は人的関係に関する書類

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の（ア）又は（イ）の関係にあたる者がいる場合、「資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）」を一宮市に郵送してください。

なお、該当する者がいない場合はこの申告書（別紙様式2）を提出する必要はありません。

**※ 申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。**

### （ア） 資本関係

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 親会社等及び子会社等の定義

会社法第2条第4号の2 親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法第2条第3号の2 子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

### （イ） 人的関係

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
  - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ※ ①については、会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

### 役員の定義

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者

- 1 株式会社の取締役。ただし、次にかかげるものを除く。
    - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監督等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の取締役
  - 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を失効しないこととされている社員を除く。）
  - 4 組合の理事
  - 5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者を準ずる者
- ※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。

資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む。）又は新たに生じた場合は、速やかに資本金又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）を提出してください。

### （2）提出期日

#### ア 定時受付

入札参加資格申請データの送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

ただし、最終提出期限は、令和6年2月22日（木）必着。

#### イ 随時受付

入札参加資格申請データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

なお、データ送信日から7日以内に別送書類の提出がない場合は、不受理となることがあります。

※ 上記ア、イの提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び1月29日から翌年の1月3日までの間にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

**【注意】**

入札参加資格申請データを入力後、送信すると内容の修正ができません。入札参加資格申請の入力内容を十分確認した上で、送信してください。特に定時受付期間中は、令和6・7年度定時受付及び令和4・5年度随時受付の申請の取下げができませんので注意してください。

(3) 提出先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市役所 総務部契約課 工事契約グループ

**5 入札参加の資格審査**

入札参加の資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

**6 入札参加の資格審査（格付）状況照会**

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「申請状況照会/補正申請」から、現在の進捗状況を確認することができます。

【参考】ポータルサイト〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」→「入札参加資格申請」→「6. 1 申請状況照会」

別送書類及び入札参加資格申請の内容に不備等がある場合は、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。入札参加資格申請データ送信後に、必ず審査（格付）の進捗状況を確認してください（補正申請をしない場合、不受理となることがあります。）。

**7 入札参加の資格審査（格付）結果**

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスして、入札参加の資格審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いませんが、審査終了のメールが送信されます。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」→「格付結果照会」

【参考】ポータルサイト〈操作手引書/チュートリアル〉→「操作手引書」→「入札参加資格申請」→「11. 1 格付結果照会」

なお、定時受付の場合は、令和6年3月末までに審査終了のメールが送信される予定で、令和6年4月1日（月）から格付結果の参照が可能です。

## 8 入札参加資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は令和6年4月1日（月））から令和8年3月31日（火）まで有効とします。

ただし、令和8年4月1日（水）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間、従前の入札参加資格は、その効力を有します。

## 9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法に基づく会社更生手続開始決定又は民事再生法に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要があります。

## 10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

## 11 入札参加資格決定後における登録内容の変更等について

入札参加資格の登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る申請データ送信後の変更は、令和6年4月1日（月）以降に受付を行います。

### （1）申請方法及び別送書類（各種証明書等）について

ア 以下の項目については、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。（添付書類は不要です。）

変更等事項	添付書類（別送書類）
① 商号又は名称（支店営業所を含む。）	なし 別途ICカードの変更・登録が必要です。※1
② 本店（建設業法上の主たる営業所） 代表者の職名又は氏名	なし 別途ICカードの変更・登録が必要です。※1
③ 契約を締結する営業所代表者の職名 又は氏名	なし 別途ICカードの変更・登録が必要です。※1

④ 所在地、郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス（支店営業所を含む。）	なし ただし、所在地が変わった場合は、別途ICカードの変更・登録が必要です。※1
⑤ 建設業許可（業種追加を除く。）に関する事項	なし
⑥ 業種追加に関する事項	なし
⑦ 資本金（法人のみ）	なし
⑧ 廃業（入札参加資格の全部取下げを含む。）又は一部取下げ	なし

なお、②及び④について、本店（本社）が契約を締結する営業所の場合は、「申請者・資本金の変更」及び「営業所の登録内容の変更」に必要事項を入力し、送信してください。

※1 ICカード登録情報に変更等が生じた場合は、電子調達共同システム（CALS/EC）の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」を参照して、速やかに手続きを行ってください。

なお、旧代表者名義等のICカードは使用できません。旧代表者名義等のICカードを使用した場合、指名停止措置等の対象となる場合があります。

【参考】ポータルサイトへ〈利用規約〉－「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約」－「代表者が変更になった場合の利用者ICカード登録手順」

イ 以下の項目については、あいち電子調達システム（CALS/EC）では申請できません。（2）に記載する提出先に郵送により提出してください。

変更等事項	添付書類（別送書類）
⑨ 資本関係又は人的関係（全て解消された場合及び新たに生じた場合を含む。）	資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式2）

ウ 以下の項目については、（2）に記載する提出先に事前連絡の上、資格審査申請記載事項変更届（別紙様式3）に必要事項を記載し、添付書類と併せて持参してください。その後、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。電子調達システム（CALS/EC）で必要な申請については、事前連絡時又は書類持参時に説明します。

変更等事項	添付書類（別送書類）
⑩ 個人から法人への組織変更	・資格審査申請記載事項変更届（別紙様式3） ・個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し ・法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・個人廃業時及び法人の経営業務の管理責任者証明書の写し</li> <li>・法人の建設業許可申請書（別表を含む。）の写し</li> <li>・法人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し</li> </ul>
⑪ 合併、営業権譲渡等による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査申請記載事項変更届（別紙様式3）</li> <li>・事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面（許可通知書の写し等）</li> <li>・合併・営業権譲渡等契約書の写し</li> <li>・登記事項証明書の写し</li> <li>・法人の規模により合併・営業権譲渡等に関する公正取引委員会の届出受理書の写し</li> <li>・事業を承継した法人の建設業許可申請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれらの書類に添付した別表の写し</li> <li>・存続会社等の経営事項審査の総合評定通知書の写し</li> </ul>
⑫ 相続による事業の承継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格審査申請記載事項変更届（別紙様式3）</li> <li>・相続関係を証する書面（戸籍謄本等）</li> <li>・相続人の建設業の許可関係を証する書面（許可通知書の写し等）</li> <li>・相続人の建設業許可申請書の写し</li> <li>・相続人の経営事項審査の総合評定値通知書の写し</li> </ul>

⑩～⑫については、営業の同一性が認められる場合のみ、入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため、上記以外の添付書類を提出していただく場合があります。

## (2) 提出先（郵送先）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市役所 総務部契約課 工事契約グループ

## 12 その他

(1) 入札参加資格申請に際しては、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の入札参加資格申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

(2) 入札参加資格申請後は、確認のために入札参加資格申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、入札参加資格申請は、必ず書面で証明できる内容により行って

ください。

また、入札参加資格申請の内容を証明する書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。

(3) 当該入札参加資格申請に基づく入札参加資格者名簿は、あいち電子調達共同システム(CALS/EC) の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

(4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この入札参加資格申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

経営事項審査を受けていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

愛知県内に主たる営業所のある方は、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室建設業第二グループへお問い合わせください。(電話番号：052-954-6503)

また、建設業許可の更新（5年ごと）についても、経営事項審査と同様に更新を行っていない場合、入札参加資格の取消の対象となる場合があります。

## 【入札参加資格申請上の注意点】

入札参加資格申請の内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

【参考】ポータルサイト〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「5. 1 建設工事新規申請」

### 1 申請者情報入力

#### (1) 建設業許可番号

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず、特定建設業許可の番号を入力してください。

#### (2) 経営事項審査基準日

ア 入札参加資格申請データ送信時に、経営事項審査結果と入札参加資格申請内容との照合を自動で行っています。

照合の結果、不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、「補正指示メール」が自動的に申請者連絡先に設定したEメールアドレスに送信されます。

このメールが届いた場合は、申請先自治体への入札参加資格申請の内容の送信が完了していない状態ですので、経営事項審査の総合評定値通知書の内容と入札参加資格申請の内容を再度確認し、補正申請を行ってください。

【参考】ポータルサイト〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」→「8. 1 補正申請」

#### (補正申請が必要な例)

○「建設業許可番号」：該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。

→ 許可番号の入力が正しいか確認してください。

○「審査基準日」：該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。

→ 審査基準日の入力が正しいか確認してください。

※定期受付の場合は、審査基準日が令和4年7月1日から令和5年6月30日の間の日付で入力されているか、ご確認ください。

○「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(3)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→ 経営事項審査を受けていない業種を選択することはできません。

○「資格審査希望業種」：後記「2 契約営業所入力」(4)でチェックした業種の経営事項審査結果が存在しない。

→ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

イ 次の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

- (ア) 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で入札参加資格申請している場合
- (イ) 経営事項審査の結果通知を受けた後で、許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で入札参加資格申請している場合

【参考】◆ 管理自治体の決定方法について

ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「3. 1 管理自治体とは」

◆ 補正申請や申請状況照会の操作について

ポータルサイト－〈操作手引書/チュートリアル〉－「操作手引書」－「入札参加資格申請」－「6. 1 申請状況照会」

ウ 定時受付において、次の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を令和5年7月1日以降で入力することとなります。入札参加資格申請データ送信後に、管理自治体に連絡してください。

- (ア) 令和5年7月1日以降の審査基準日で、合併・分割・事業譲渡等による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合
- (イ) 決算期の変更により、審査基準日を令和4年7月1日から令和5年6月30日の期間内とする経審を受審していない場合（ただし、令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）
- (ウ) 令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は令和4年7月1日から令和5年6月30日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合（ただし、令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）
- (エ) 令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査で、令和5年6月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。（ただし、令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。）

(3) 申請者情報

ア 所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。（名古屋市の場合、区までプルダウンメニューで選択してください。）

（例）愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」はプルダウンメニューから選択できません。下段の入力欄に市区町村名から入力してください。

イ 商号又は名称（フリガナ）

入力欄には、社名のみのフリガナを入力してください。「カブシキガイシャ」や「(カ

ブ)」などは入力しないでください。

ウ 商号又は名称（漢字）

各組織名の略号は次のとおりですので、該当するものをプルダウンメニューで選択してください。 入力欄には、社名（漢字）のみ入力してください。

コード	略号	組織名	コード	略号	組織名
1	(株)	株式会社	13	(監)	監査法人
2	(有)	有限会社	14	(福)	社会福祉法人
3	(資)	合資会社	15	(訓)	職業訓練法人
4	(名)	合名会社	16	(独)	独立行政法人
5	(同)	協同組合	17	(特)	特定非営利活動法人
6	(業)	協業組合	18	(中間)	中間法人
7	(企)	企業組合	19	(合)	合同会社
8	(財)	財団法人	20	(他)	その他
9	(相)	相互会社	21	(一社)	一般社団法人
10	(社)	社団法人	22	(一財)	一般財団法人
11	(医)	医療法人	23	(公社)	公益社団法人
12	(学)	学校法人	24	(公財)	公益財団法人

エ 代表者職氏名

個人事業主の場合は、「代表者職氏名（役職）」は空欄にしてください。

オ 連絡先

補正指示や審査終了等のメールは、連絡先に入力したEメールアドレスに送られますので、入力内容に誤りがないよう注意してください。

（4）申請先選択

入札参加資格申請を行う自治体に、チェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、入札参加資格申請データ送信後に、申請する自治体を追加することはできません。必ず入札参加資格申請を希望する自治体全てにチェックを入れて、入札参加資格申請データ送信を行ってください。

## 2 契約営業所入力

（1）所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

（名古屋市の場合は、区までプルダウンメニューで選択してください。）

（例）愛知県 ▼ 名古屋市中区 ▼ 三の丸3-1-2

※ 所在地が愛知県外の場合は、「市区」はプルダウンメニューから選択できません。下段の入力欄に市区町村名から入力してください。

（2）契約営業所名（フリガナ及び漢字）

入力欄には、支店や営業所名のみ入力してください。社名の入力は不要です。

(例) 「○△ 株式会社 名古屋支店」 を登録するとき。

- ・「契約営業所名 (フリガナ)」の項目には、「ナゴヤシテン」と入力。  
(「マルサンカク カブシキガイシャ」は入力不要。)
- ・「契約営業所名 (漢字)」の項目には、「名古屋支店」と入力。  
(「○△ 株式会社」は入力不要。)

(3) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項

委任期間は、令和6年4月1日から入札参加資格の有効期限（令和8年3月31日）までとします。

(4) 契約を締結する営業所の許可業種

契約を締結する営業所で受けている許可業種で、かつ1(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種を選択してください。

(5) 資格審査を希望する業種

別表1『発注工事の種類に応じ入札参加できる許可業種』、別表2『契約を締結する営業所の許可業種』及び『資格審査を希望する業種の略号』及び別表3『専門工事を希望する業種の略号』を参照の上、入札参加の資格審査を希望する業種を選択してください。

なお、一宮市においては、別表3の専門工事業種の登録は行っておりません。

また、入札参加の資格審査を希望する業種は、1(2)で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値の通知を受けている業種でなければなりません。

### 3 共通情報入力

(1) 資本金（法人のみ）

入札参加資格申請時点での資本金額を入力してください。入札参加資格申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。

(2) 営業年数

建設業許可を取得してから入札参加資格申請時までの営業年数を入力してください（1年末満端数は切り捨て）。

(3) 建設業労働災害防止協会

労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)上の制限から会員番号が入力できない場合は、半角「0」を8桁入力し、加入証明書の写しを一宮市に郵送してください。

**照会先** 建設業労働災害防止協会愛知県支部【電話052-242-4441】

(4) 建設業退職金共済制度

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を選択してください。

また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契

約者番号及び証明書番号を入力してください。

なお、あいち電子調達共同システム (CALS/EC) 上の制限から会員番号が入力できない場合は、半角「0」を8桁入力し、加入証明書の写しを一宮市に郵送してください。

**照会先** 建設業退職金共済事業本部愛知県支部【電話052-243-0871】

(5) ISO認証取得状況

入札参加資格申請時において、「IS09001」「IS014001」のいずれかを（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を選択してください。

認証の場合は、認証番号を入力してください。あいち電子調達共同システム (CALS/EC) 上の制限から認証番号が入力できない場合は、半角「0」を8桁入力し、加入証明書の写しを一宮市に郵送してください。

なお、認証取得している部門は問いませんが、一宮市と契約を締結する営業所において、認証を受けている必要があります。

(6) 常勤職員数

入札参加資格申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを指します。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は、専ら建設業に従事している職員を指し、「その他職員」は、それ以外（兼業部門等）の職員及び常勤役員を指します。

(7) 有資格者技術職員数等

ア 入札参加資格申請日現在における有資格者数を入力してください。

なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方は、該当する資格の欄すべてに入力してください。

ただし、1級〇〇・2級〇〇は、上位のもののみを入力してください。

イ 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は、技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる方を指します。

(8) 監理技術者資格者証所持者数

ア 入札参加資格申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。

なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

イ 「合計」欄は、該当する資格の延べ数を入力し、「実人員」欄は、実際の資格取得者数を入力してください。

別表1 発注工事の種類に応じ入札参加できる許可業種

発注工事の種類	左の工事種類に対する許可業種
一般土木工事	土木工事業
舗装工事	舗装工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
水道施設工事	水道施設工事業
下水道施設工事	水道施設工事業 土木工事業
一般建築工事	建築工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業
電気通信設備工事	電気通信工事業
電気設備工事	電気工事業
給排水衛生設備工事	管工事業
冷暖房空気調和設備工事	
防水工事	防水工事業
機械設備工事	機械器具設置工事業
塗装工事	塗装工事業
道路区画線工事	
解体工事	解体工事業
さく井工事	さく井工事業
清掃施設工事	清掃施設工事業
道路標識等設備工事	とび・土工工事業
消防設備工事	消防施設工事業 管工事業
造園工事	造園工事業
その他工事	それぞれの工事の種類に必要な許可業種

(注) 一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合は、この表に関わらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業種名	略号	業種名	略号	業種名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業	解	解体工事業
タ	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号

業種名	工事内容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート構造物 (PC)	プ
とび・土工工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鋸工事 遮音壁工事 法面保護工事	標 防 視 反 鋸 遮 法
塗装工事業	路面標示工事	路

別紙様式 1

社会保険等の届出義務がないことの申出書

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

次の理由により健康保険・厚生年金保険、雇用保険の届出義務のないことを申出します。

【健康保険・厚生年金保険】

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関（ ）に問合せを行い判断しました。

【雇用保険】

- 役員のみの法人又は個人事業主のみの事業所であるため
- 使用する労働者全てが、別表の「区分： 」の「被保険者とならない者」に該当するため
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和 年 月 日、関係機関（ ）に問合せを行い判断しました。

**別紙様式 1 別表**  
**<雇用保険の被保険者となる者・ならない者の具体例>**

(参考) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり(令和5年9月)」

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
短時間就労者 (パートタイマー)  派遣労働者	<p><b>正社員等の者と同じく、次の2つの要件をともに満たせば被保険者となります。</b></p> <p><b>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</b>  <b>②31日以上の雇用見込みがあること。</b></p>	左記①または②のいずれかの要件を満たさない場合は、被保険者となりません。
学生・生徒	<p>昼間学生であっても、次に掲げる者は被保険者となります。</p> <p>① 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同一事業所に勤務する予定の者。</p> <p>② 休学中の者。(この場合、その事実を証明する文書が必要となります)</p> <p>③ 事業主の命により又は、事業主の承認を受け(雇用関係を存続したまま)大学院等に在学する者。</p> <p>④ 一定の出席日数を課程終了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において、同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者。 (この場合、その事実を証明する文書が必要となります)</p>	学生・生徒等で、大学の夜間学部・高等学校の夜間又は定時制課程の者等以外の者(左記①～④に該当する者は除く)については、適用事業に雇用されても被保険者となりません。
株式会社等の取締役、合名会社等の社員、監査役及び協同組合等の社団又は財団の役員等	<p>株式会社等の取締役、合同会社等の社員は原則として被保険者なりません。</p> <p>しかし、同時に部長・支店長・工場長等会社の従業員としての身分も有している(=兼務役員)場合であって、就労実態や給料支払などの面からみて労働的性格が強く、雇用関係が明確に存在している場合に限り、被保険者となります。(この場合、就業規則・登記事項証明書(※)・賃金台帳・雇用契約書等の関係書類等の提出が必要となります。)</p>	左記の区分に記載された法人等(以下「法人等」という。)の代表者(会長・代表取締役社長・代表社員等)は被保険者なりません。 <b>また、法人等の役員等(代表者以外の取締役・監査役等)についても、原則として被保険者なりません。</b>
2以上の適用事業主に雇用される者	例えば在籍出向の場合など、その者の生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業所において被保険者となります。	従たる賃金を受ける事業所においては被保険者なりません。(二重の資格取得はできません。)
試用期間中の者	本採用決定前の試用期間中であっても、雇用関係が存在し、適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。	
長期欠勤者	賃金の支払を受けていなくても、雇用関係が存続する限り被保険者となります。	
家事使用人		原則として、被保険者なりません。
在日外国人	<p>日本国に在住し、就労する外国人は、国籍(無国籍を含む。)を問わず、日本人と同様に適用要件を満たした就労であれば被保険者となります。</p> <p>外国人技能実習生も適用要件を満たした就労であれば、被保険者となります。</p>	<p>外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者、ワーキングホリデー制度による入国者及び留学生(昼間学生)は被保険者なりません。</p> <p>左記の被保険者となる外国人技能実習生であっても、入国当初に雇用契約に基づかない講習(座学(見学を含む))により実施され、実習実施期間の工場の生産ライン等商品を生産するための施設における機械操作教育や安全衛生教育は含まれない。)が行われる期間は、被保険者なりません。</p>

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
事業主と同居の親族	<p>次のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</p> <p>① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 具体的には、始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、賃金の決定・計算・支払方法・締切・支払いの時期などが、就業規則その他これに準ずるものに定められ、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p> <p>③ 事業主と利益を一にする地位（取締役等）ないこと。 (この場合、登記事項証明書(※)、当該事業所に雇用されている他の労働者の出勤簿などの関係書類等の提出が必要となります。同居の親族以外の労働者がいない場合は、被保険者とはなりません。)</p>	<p>個人事業の事業主（実質的に代表者の個人事業と同様と認められる法人を含む）と同居している親族は、原則として被保険者となりません。</p> <p><b>ただし、左記の①～③のいずれにも該当する場合に限り、被保険者となる場合があります。</b></p>
国外で就労する者	<p>出張や海外支店等への転勤によって国外で働く場合、海外の現地法人等へ出向する場合には、国内の出向元との雇用関係が継続している限り被保険者となります。</p>	海外で現地採用される者は、被保険者となりません。
船員	<p>船舶所有者に雇用されている間は、乗船している船舶が航行する領域にかかわりなく被保険者となります。</p> <p>船員法に規定する特定の船舶に乗り組んで労務を提供することを内容とする「雇入契約」（乗船契約）の間のみならず、船内で使用されることを内容としない「雇用契約」（予備船員としての契約）が締結される場合にも、その間において継続して被保険者となります。</p>	船員であって、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く）は、被保険者となりません。
公務員		国、県、市町村その他これに準ずる事業に雇用されている者で、離職時に受ける諸給与が失業等給付の内容を超える者は被保険者なりません。
生命保険会社等の外務員・外交員・営業部員等	<p>職務の内容や服務の態様について事業主の指揮監督を受けてその規律の下での労働を提供し、それに基づいて給与が算出されているなど、雇用関係が明確に存在している場合は被保険者となります。</p>	雇用関係が明確に存在していない場合は、被保険者なりません。
在宅勤務者 (労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤が免除され、かつ、自己の住所で勤務することを常とする者)	<p>事業所勤務と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く。）が適用され、次の5つの要件をすべて満たせば被保険者となります。</p> <p>① 指揮監督系統が明確なこと。 ② 拘束時間等が明確なこと。 ③ 各日の始業・終業時刻等の勤務時間管理が可能なこと。 ④ 報酬が、勤務した時間または時間を基礎としていること。 ⑤ 請負・委任的でないこと。 (この場合、就業規則、賃金規定などの関係書類等の提出が必要となります。)</p>	左記の5つの要件をすべて満たさなければ、被保険者なりません。

区分	被保険者となる者	被保険者とならない者
週所定労働時間 20時間未満で 複数の事業所で働く 65歳以上の労働者 (マルチジョブ ホルダー)	<p>次の3つの要件をすべて満たす場合に、労働者本人がハローワークに申し出ることで、特例的に被保険者となります。</p> <p>① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること      ② 2 つの事業所（1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満）の労働時間を合計して、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること      ③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること</p>	<p>左記の3つの要件をすべて満たさなければ、被保険者となりません。</p> <p>また、労働者本人が被保険者になることを希望せず、申出を行わない場合は被保険者となりません。</p>

※登記事項証明書のうち、下記のものについては、それぞれ登記情報連携システムを検索することによって登記情報を確認できる場合、添付を省略することができます。

【検索に必要な記載事項】

- ・商業・法人登記に係るもの・・・・・・法人番号
- ・不動産登記に係るもの・・・・・・・事業所の所在地

## 別紙様式2

## 資本関係又は人的関係に関する申告書（新規・変更）

令和 年 月 日

(あて先) 一宮市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

資本関係又は人的関係のある者について、次のとおり申告します。

## 1. 資本関係のある者について

- ① 自社にとって親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。以下同じ。）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ② 自社にとって子会社等（会社法第2条第3号の2の規定によるもの。以下同じ。）の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

- ③ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にあたる者

フリガナ 商号又は名称	建設業許可番号	所在地	備考

## 2. 人的関係のある者について

## 【役員の兼任に関する事項】

役職名	フリガナ 氏名	兼任先の フリガナ 商号又は名称	兼任先の 建設業許可番号	兼任先での 役職	備考

## &lt;記載上の注意&gt;

- ※1 自社と資本又は人的関係がある者について記載すること（別紙様式2基準<申告書の提出が必要な事例>を参照してください。）。
- ※2 親会社等は全ての業種を記載の対象とし、持株会社等（個人を含む。）についても記載すること。  
子会社等は一宮市が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。
- ※3 役員の兼任に関する事項は一宮市が発注する建設工事又は設計、測量、建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者（入札参加資格審査を申請する者）について記載すること。  
役職名には、代表取締役、取締役、執行役、業務執行社員、理事、管財人など該当する役職を記載すること。
- ※4 申告した内容に変更が生じた場合は、本様式に変更後の自社と資本又は人的関係がある者全てを記載のうえ提出してください。なお、全て解消された場合は、備考欄に「〇年〇月解消」と記載して提出してください。

### 資本関係又は人的関係に該当する基準

入札参加を希望する者の中に以下のいずれかに該当する関係がある場合、資本関係又は人的関係に該当するものとする。

#### 1. 資本関係

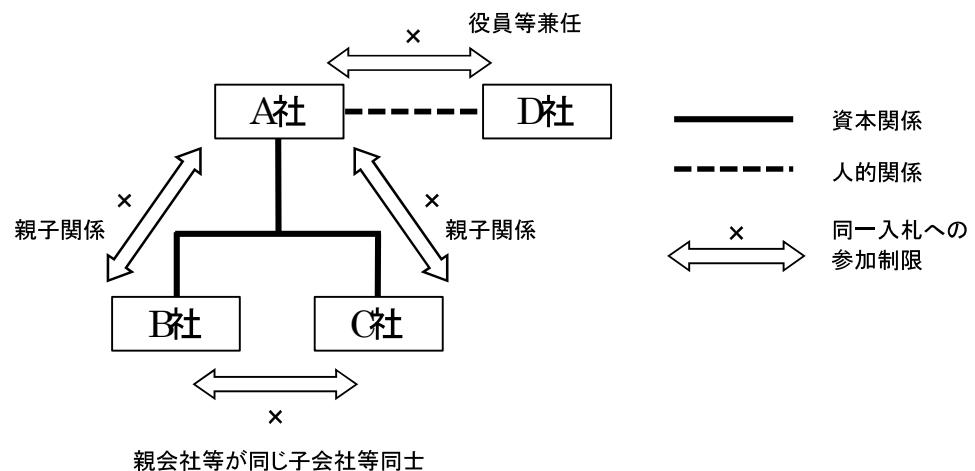
- ①親会社等と子会社等の関係にある場合
- ②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 2. 人的関係

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

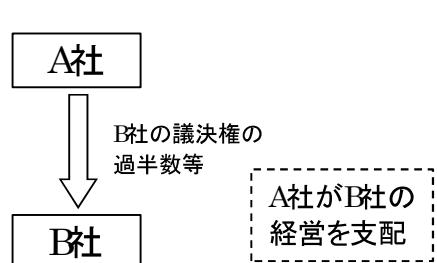
#### 3. その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合



### 申告書の提出が必要な事例

#### <ケースI (1. 親会社等と子会社等の関係)>



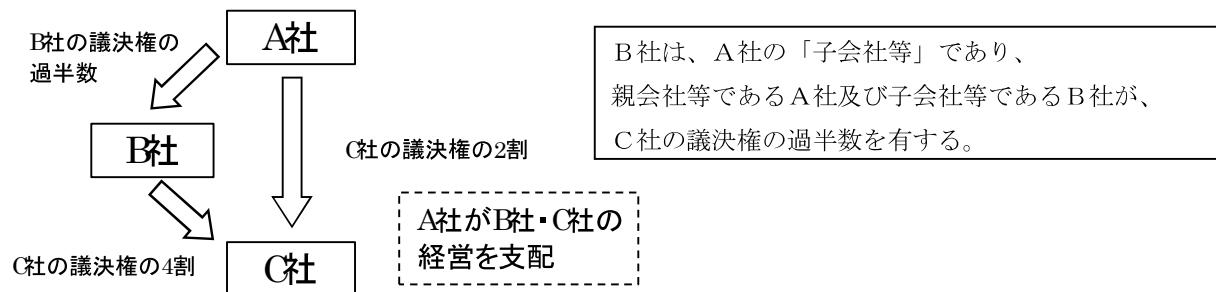
A社はB社の「親会社等」  
(以下、全てのケースで組合及び個人を含む。)

B社はA社の「子会社等」  
(以下、全てのケースで組合を含む。)

#### 申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社

<ケースⅡ (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係) >



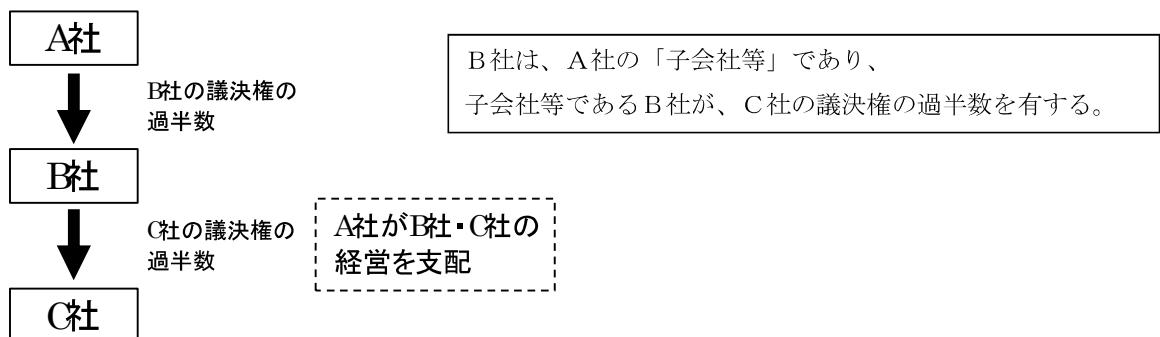
申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
--------	------------------	-------

B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	C社

C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	B社

<ケースⅢ (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係) >



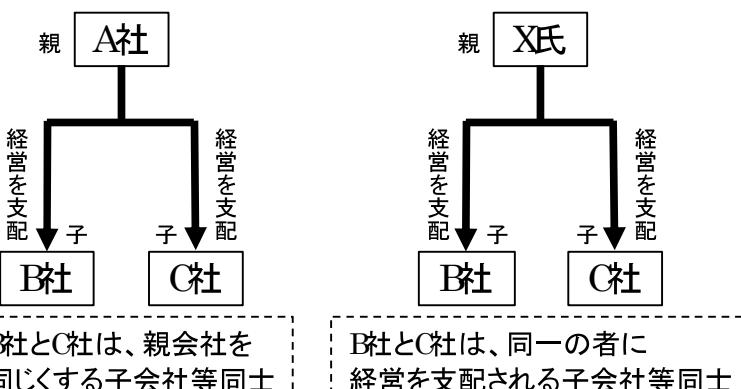
申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
--------	------------------	-------

B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社
	1. ②子会社等の関係にあたる者	C社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	C社

C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者	A社・B社
	1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	B社

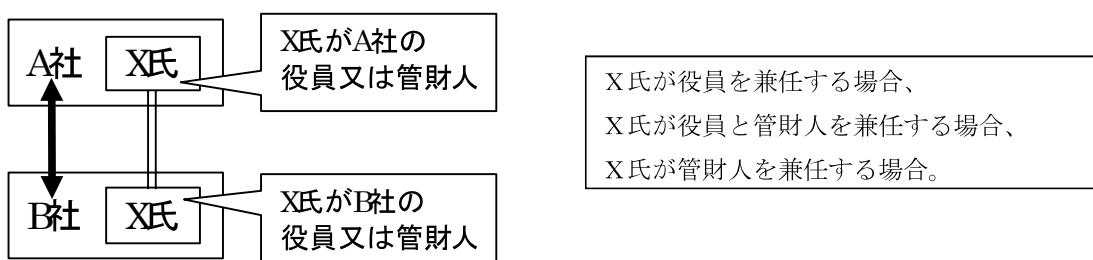
<ケースIV (1. 親会社等と子会社等の関係、親会社等と同じくする子会社等同士の関係) >



申告書の記載

A社の申告書	1. ②子会社等の関係にあたる者	B社・C社
B社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者 1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	A社又はX氏 C社
C社の申告書	1. ①親会社等の関係にあたる者 1. ③親会社等と同じくする子会社等同士 の関係にあたる者	A社又はX氏 B社

<ケースV (2. 人的関係(役員の兼任)) >



申告書の記載

A社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	B社
B社の申告書	2. 役員の兼任に関する事項	氏名	兼任先の商号又は名称
		X氏	A社

資格審査申請記載事項変更届

令和 年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

令和 年度 入札参加資格審査申請中、下記事項に変更等がありましたので、  
関係書類を添えてお届けします。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日